

愛顔つなぐえひめ国体伊予市食品衛生対策要項

(平成28年2月3日 第2回宿泊衛生専門委員会決定)

1 目的

この要項は、愛顔つなぐえひめ国体伊予市医事・衛生基本計画に基づき、愛顔つなぐえひめ国体（以下「大会」という。）における食品衛生対策に万全を期するため、必要な事項を定める。

2 実施方法

愛顔つなぐえひめ国体伊予市実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、愛顔つなぐえひめ国体・えひめ大会実行委員会（以下「県実行委員会」という。）と相互に連絡調整を図り、関係機関・団体等の協力を得て食品衛生対策を実施する。

3 実施項目

(1) 食品衛生に関する知識の普及啓発

ア 広報媒体の活用

実行委員会は、保健所及び関係機関の協力のもと、チラシやリーフレット等の各種広報媒体を活用して、食品衛生に関する知識の普及啓発を図る。

イ 食品衛生講習会の開催

実行委員会は、保健所及び関係機関の協力のもと、食品衛生講習会を実施する。

(2) 監視指導

実行委員会は、次に掲げる大会に参加する選手・監督、役員等（以下「大会参加者」という。）に食品を提供する施設に対し、保健所及び関係機関の協力のもと、監視指導を実施し、食品提供施設の衛生確保を図る。

ア 宿泊施設

イ 弁当調製施設及び弁当引換所

ウ 大会会場内に出店を認めた食品販売店

エ 大会会場内の休憩所（無料ドリンク等の食品を提供する場合）

(3) 食中毒発生時の対応

実行委員会及び食品提供施設関係者は、大会関係者及び一般観覧者に食中毒が発生したときは、食品衛生法に基づく措置を講じるとともに、保健所、県実行委員会及び関係機関と連携して大会への影響を防ぐように努める。

また、関係機関が迅速に対応できるよう、緊急時の連絡体制を整備する。

4 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、食品衛生対策に関して必要な事項は、関係機関・団体と協議のうえ、別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会については、関係機関と協議のうえ、可能な範囲で食品衛生対策を実施することとする。

附 則

この要項は、平成28年2月3日から施行する。